

山田安信議員



● 旧精華高校土地問題について
● (仮称)観光まちづくり会社について

そのほかの質問
・「道の駅」について
・旧料亭花月楼について

一般質問

問 福井地裁判決で山岸市長の主張が認められたことで、何の責任もない市民が9、300万円も負担することになった。市長は、市民が負担するのを当然だと考えているのか、それとも勝山市の契約行為のために市民には迷惑を掛けて申し訳ないと考えているのか。
答 この問題については、市長と議員とは被告对原告の関係にあることから、基本的には質問にお答えできないと考える。したがって、発表した市長コメント以外の見解はない。
問 ①(仮称)観光まちづくり会社が旧料亭花月楼を所有し、運営は別組織で行くと、収益は見込めずリスクだけを負う危険がある。最終的に誰が経営責任を持つのか。
②市長は、勝山市観光協会(仮称)観光まちづくり会社の一部局にするというが、観光協会の会員は同意しているのか。
③観光協会は、勝山市から人件費の補助を受けるために公益法人となったが、このために収益事業が制限されている。(仮称)観光まちづくり会社は、公益法人にするのか、それとも人件費補助を受けずに独立採算とする一

般法人にするのか。
答 ①勝山商工会議所が策定した「勝山まちなか観光戦略」の中の(仮称)観光まちづくり会社の組織形態を株式会社とするとしているので、出資する株主がそれぞれ保有する株式の引受価格を限度として責任を持ち、代表権を有する者が経営責任をもつことになる。
②公益社団法人勝山市観光協会は、人格を有した独立した組織のため、勝山市観光協会自身が(仮称)観光まちづくり会社との関係や今後の運営について判断されることになるが、市としては、勝山市版DMOとして(仮称)観光まちづくり会社が勝山市の観光振興を一元的に担っていくことに期待している。勝山市観光協会は、(仮称)観光まちづくり会社の一機能として、その傘下に入って存続することが望ましいと考えている。
③「勝山まちなか観光戦略」の中で、組織形態を第3セクター株式会社と記載しているが、市としては、出資比率は25%未満に留めることで、経営の自由度を確保しながら、公益性と収益性を担保したいと考えている。

北川晶子議員



● 介護保険制度改正への取り組みについて
● 中学校の給食について

そのほかの質問
・女性主体の防災訓練について

一般質問

問 介護保険制度が平成27年度に介護保険制度を改正した。そこで3点について伺う。
①当市が提供するようにならなければならない。
②介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容について。
③平成28年4月からの規模変更は市町村が指定する地域密着型サービスに移行するが、内容の違いについて。
答 ①現行の通所・訪問サービスは、新しい総合事業に移行後も継続して利用できる。事業所と調整を進めていく。また、現行サービスに加え、週1回の軽易な日常生活の援助が必要な方への訪問サービス、運動機能が低下した方が、短期的にリハビリや運動指導の専門家が行う通所サービスを提供している。生活支援サービスについては、要支援の方へのサービス提供は、変わらざるサービスを受けられることを基本とする。今後、市民の皆さまが不安にならないよう、事業内容の周知をしていく。
②利用者の費用負担は、移行後も変わらない。
③平成28年4月からの事業所型介護は市町村が指定する地域密着型サービスに移行するが、内容の違いについて。

問 介護事業所として位置づけられるが、利用者は受けられ、変更になる点はない。
問 学校給食は、学校で食育を推進して、体重など、中学生のうち最も重要な一層の栄養やバランスのとれた給食が求められ、善の要望があることから、給食の内容を充実させるため、予算増額の考えはないか。
答 現在、中学校の給食に對して、保護者負担を軽減する意味で、1食あたり194円の補助をして、市内の市で業者委託しているところもあるが、1食あたり110円の補助となつている。そういう意味で手厚い補助をさせてもらっている。栄養士をはじめ関係スタッフが日々改善に努めている。ある中学校では保護者向けの試食会を開いているが、「思ったよりおいしくないね」という言葉を頂いている。また、学校訪問の際に給食を頂いていない。中学校給食も小学校給食とそん色のないものと考えている。